（前のページより続き）

〔皇室事項〕
官庁事項　一〇
〔官庁報告〕
労働安全衛生法第四十五条第三項の規定に基づく自主検査指針に関する公示（厚生労働省）　一一
日本郵政株式会社（郵政産業労働者ユニオン）争議調停申請及び日本郵便株式会社（郵政産業労働者ユニオン）争議調停申請に関する公表（中央労働委員会）
法　務　一二
平成二十五年度司法修習生採用選考公告（最高裁判所）　一二
労　働　一二
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一二
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一二
〔公　告〕
諸事項　一三
官庁
財団、犯罪被害財産支給手続開始決定、建設業の営業の停止命令、建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
相続、失踪、破産、免責、復権、特別清算、再生関係　一四
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　二九
会社その他
会社決算公告　三一

復興庁令

○復興庁令第四号

復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十七条第五項の規定に基づき、並びに同法及び復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）を実施するため、復興庁組織規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十五年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

復興庁組織規則の一部を改正する庁令

復興庁組織規則（平成二十四年復興庁令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「四人」を「三人」に改める。

第三条第四項中「併任の者一人」を「併任の者四人」に改める。

附　則

この庁令は、平成二十五年七月一日から施行する。

省令

○総務省令第二号
○外務省令第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第四項の規定に基づき、平成二十五年七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙及びこれと同日に行われる衆議院議員又は参議院議員の選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令を次のように定める。

平成二十五年七月一日

総務大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美
外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

平成二十五年七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙及びこれと同日に行われる衆議院議員又は参議院議員の選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令

平成二十五年七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙及びこれと同日に行われる衆議院議員又は参議院議員の選挙に係る公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第四項に規定する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしなければならない時間は、別表のとおりとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表

在外公館等投票記載場所	投票をしなければならない時間
在インドネシア日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前六日　午前九時三十分から午後一時までの間